

平成 30 年 2 月 26 日

各 位

会 社 名 京セラ株式会社
代表者名 取締役社長 谷本 秀夫
(コード番号 6971 東証第 1 部)
問合せ先 取締役 執行役員常務 青木 昭一
(TEL (075) 604-3500)

米国預託証券のニューヨーク証券取引所における上場廃止申請及び
米国証券取引委員会の登録廃止申請に関するお知らせ

京セラ株式会社（以下、当社）は、平成 30 年 2 月 26 日開催の取締役会において、ニューヨーク証券取引所（以下、NYSE）における米国預託証券（以下、ADR）の自主的な上場廃止、及び米国証券取引委員会（以下、SEC）への登録廃止申請を行うことを決議しましたので、お知らせします。

記

1. 上場廃止申請等を行う理由

当社は、米国証券市場における当社株式の流通促進、及び当社の国際的な知名度向上を目的として昭和 51 年 2 月に米国で ADR を発行し、昭和 55 年 5 月に ADR を NYSE に上場しました。以来、米国証券取引法に基づく開示義務への対応、米国会計基準による連結財務諸表の作成、米国企業改革法の求める内部統制の構築のほか、株主及び投資家に対する積極的な情報開示に努めてきました。

一方で、日本の証券市場の国際化進展による外国人投資家の日本市場での株式取引増加や、日本の法令及び会計基準等の改正により、日米間における開示や内部統制に関する差異解消が進展する等の大きな環境の変化がありました。また、近年の NYSE における当社 ADR の取引高は減少傾向にあることから、当社は上場継続の経済的合理性が低下したと判断し、NYSE 上場廃止及び SEC 登録廃止の申請を行うことを決定しました。

2. 上場を継続する取引所

東京証券取引所

3. 上場廃止等に関する予定

当社は下記(1)～(3)の手続きを、平成30年6月から9月までの期間に実施する予定です。

(1) NYSE に対して上場廃止を通知	—
(2) NYSE 上場廃止及び SEC 登録廃止の申請書 (Form 25) の提出	(1)より 10 日以上後に提出予定
(3) NYSE 上場廃止の完了 米国証券取引法に基づく継続開示義務の終了申請書 (Form 15F) の提出	(2)より 10 日目が経過した後に完了及び提出予定

また、上記(2)の Form 25 の提出から 90 日後に SEC 登録廃止が完了し、上記(3)の Form 15F の提出から 90 日後に米国証券取引法に基づく継続開示義務が終了する予定です。なお、SEC から審査期間延長等の通知があった際には、上記予定に変更が生じる場合があります。

上記予定の詳細につきましては、決定次第、速やかにお知らせします。

4. 今後の対応

SEC 登録の廃止により、当社の年次報告書 (Form 20-F) を含む米国証券取引法に基づく継続開示義務は終了しますが、当社の連結財務諸表及び日本国内における法定開示書類につきましては、当社ホームページ上で英文による開示を継続し、海外を含めた株主及び投資家の皆様に対する情報開示の維持・向上に努めます。

なお、当社は、NYSE 上場廃止後も米国における ADR プログラムを継続する予定であり、引き続き米国の店頭市場において当社 ADR の取引は可能となる見通しです。

5. 当社 ADR に関する問い合わせ先

Citibank, N.A. Shareholder Services (米国)

電話番号 : 1-877-248-4237 (米国内無料通話)

1-781-575-4555 (米国外から)

ウェブサイト : www.citi.com/dr

E-mail : citibank@shareholders-online.com

営業時間は米国東部時間の平日午前 9 時から午後 5 時まで

以上